

「島根原子力発電所に係る出雲市民，安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定の運営要綱」の改定内容

改定前	改定後
<p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第4条 協定第6条に規定する連絡は，次により行うものとする。</p> <p>(1) 丁は，甲，乙及び丙に対し，年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は，甲，乙及び丙に対し，輸送計画及びその輸送に係る安全対策について，少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。</p> <p>2 連絡様式は，別に定めるものとする。</p>	<p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第4条 協定第6条に規定する連絡は，次により行うものとする。</p> <p>(1) 丁は，甲，乙及び丙に対し，年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は，甲，乙及び丙に対し，輸送計画及びその輸送に係る安全対策について，少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。</p> <p><u>(3) 丁は，関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは，速やかに甲，乙及び丙に連絡するものとする。</u></p> <p><u>(4) やむを得ない事由によって，輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には，丁は直ちにその内容を甲，乙及び丙に連絡しなければならない。</u></p> <p><u>2 甲，乙及び丙は，丁から連絡のあった内容のうち，輸送日時，経路等輸送に係る詳細な情報については，核物質防護の観点から公表しないものとする。</u></p> <p><u>3 連絡様式は，別に定めるものとする。</u></p>

下線部：変更箇所

※甲：出雲市，乙：安来市，丙：雲南市，丁：中国電力株式会社